

企業課通信

35号



「2018 水道ガス展」 しょうない秋まつりイベント

平成 30 年 10 月 7 日(日) 10:00~15:00 庄内町屋内多目的運動場

★ 一日限りの大特価セール！ 水道、ガス機器、キッチンバス製品を展示、販売いたします。

さまざまなイベントを開催します！

ご家族みなさまで、お越しください！！

- ★ クラフトコーナー「ガス管でペン立てを作ろう (10:00~11:30)」
「スライムを作ろう (13:00~14:30)」
- ★ 給食ママとコラボ！「ガスグリルで簡単絶品メニュー試食」
- ★ 安全安心「水道ガスの相談コーナー」

くわしくは・・・9月30日(日)の新聞折り込みチラシをご覧ください。

発行 庄内町企業課 庄内町余目字滑石 1-1 ☎0234-42-0186

平成 30 年 9 月 20 日

企業課ホームページ <http://www.town.shonai.lg.jp/kigyoka/index.html>

庄内町の下水道を使用している方へのお知らせ

平成31年4月検針分より、下水道（農業集落排水を含む）使用料の請求が、ガス水道料金と合算した金額で一括請求となります。

庄内町では、これまで、「ガス水道料金」と「下水道（農業集落排水）使用料」を別々に請求していました。

平成31年4月に検針する料金から、町民のみなさまの利便性の向上を目的に、これまで別々に請求していたガス水道料金と下水道使用料を『ガス上下水道料金（仮称）』として一括請求させていただきます。

変更に伴い、みなさまにはお手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【対象となる方】

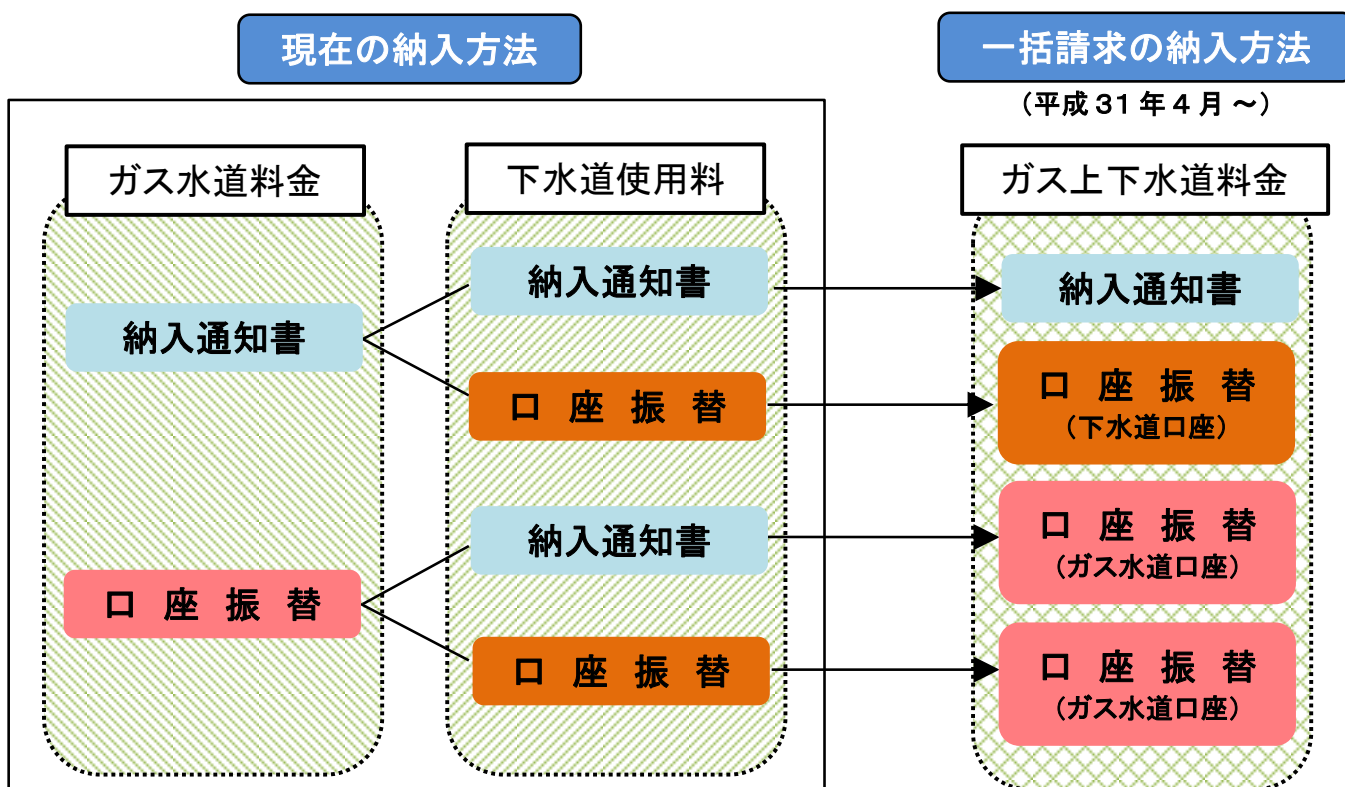
庄内町の都市ガス、上水道、下水道を併せてご使用の方

※都市ガスのみ、上水道のみ及び下水道のみをお使いの方は、納入方法等の変更はございません。

【納入方法】

平成31年4月検針分からは、ガス水道料金と下水道使用料を「ガス上下水道料金（仮称）」として一括請求させていただくため、合算した金額を納入していただくことになります。

現在の納入方法がガス水道料金と下水道使用料で相違しているお客様につきましては、納入方法を統一する必要があるため、口座振替を基本に（下図参照）変更させていただく旨、通知を送付しております。（通知の内容について、お客様よりご連絡がない場合は、下図のとおり統一することにご了承いただいたものと判断させていただきます。）



【使用者情報等】

送付先氏名や電話番号等も、ガス水道料金のお客様情報に登録されている内容に統一いたしますので、ご了承ください。

◎使用者情報統一の例

納入方法		送付先氏名			
	3月検針分まで (2月使用分)	4月検針分から (3月使用分)		3月検針分まで (2月使用分)	4月検針分から (3月使用分)
ガス水道料金	〇〇銀行	〇〇銀行		庄内 太郎	庄内 太郎
下水道使用料	納入通知書	〇〇銀行		庄内 花子	庄内 太郎

※この納入方法の統一にかかるお手続きは不要です。

(新たな口座の登録や、使用者名義の変更をご希望の場合はお手続きが必要ですので、企業課までお問い合わせください。)

一括請求Q&A

Q. ガス上下水道料金の内訳は分かりますか？

A. これまで通り、ガス上水道・下水道使用量のお知らせ(検針票)・納入通知書に料金の内訳が記載されます。口座振替の場合は検針票で、納付書払いの場合は納入通知書で料金の内訳を確認してください。 ※井戸水をご使用の方は、別途通知しております。

Q. 下水道しか使用していない場合でもガス上下水道料金として請求されるのですか？

A. 請求の名目は「ガス上下水道料金(仮称)」となります。しかし、請求の内容は下水道使用料のみであり、実際にご利用いただいている以外の公共料金が請求されることはありません。

Q. 今まで家族間でガス水道料金と下水道使用料を分けて支払いをするために、口座をガス水道と下水道で変えていたのですが、これからどうなるのですか？

A. 「ガス上下水道料金(仮称)」として一括請求しますので、平成31年4月分以降は分けて支払うことはできません。ご理解をお願いします。

Q. ガス水道料金は口座振替で下水道使用料は納付書払いですが、これからどうなるのですか？

A. ガス水道料金と下水道使用料で支払方法に相違がある場合は、平成31年4月分からの納入方法について、基本的に左図のように納入方法を統一させていただく旨を、既に企業課より通知でご連絡させていただいておりますが、口座振替または納入通知書いずれかの納入方法に統一をお願いいたします。

※企業課ホームページにもQ&Aを掲載しておりますので、併せてご覧ください。

《お問合せ先》

庄内町企業課統合推進係

☎:0234-42-0180

お宅のガス管大丈夫？ **古いガス管（鉄管）**の交換をお願いします

お客さまの敷地内のガス管は「**お客様の資産**」です。

土の中に埋められた鉄製のガス管は、一般的に経年により腐食が進行し、およそ**20年**が**取り替えの目安**といわれています。

鉄製のガス管の土中埋設は、平成8年以降、法的に禁止されましたが、**おおむね平成2年以前に埋設工事をした場合において、鉄製のガス管が使用されている可能性があります。**



交換

場所に合わせ、
最適なガス管に
お取替えます。

腐食や地震に強いガス管です



ポリエチレン管



硬質塩化ビニール被覆鋼管



ポリエチレン被覆鋼管

改善目標期限が平成32年3月となっております。

現在、鉄管が埋設されていると思われるお客さまには、職員が順次ご訪問させていただいております。古くなった水道管の交換や、下水道工事の際に、一緒に交換工事をすることをおすすめします。

ガスくさいときは、すぐガス事業者へご連絡を！

- 絶対に火気は使用しないでください。換気扇・電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。
- ガス管近くで工事される時も、ガス事業者へ連絡ください。

メーター周りに**なまり**の管はありませんか？鉛管の交換をお願いします

敷地内の水道管も「**お客様の資産**」です。**なまり**は柔らかく加工しやすいため、平成2年頃まで水道メーターの前後1m程度に使用されていました。

「**水質保全と漏水防止**」のため（鉛管部分で漏水が多く発生しています。）鉛管を撤去するにあたり、助成制度がございます。（※**庄内町限定の助成事業**です）

企業課もしくはお近くの町内指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

●庄内町鉛製給水管改修助成事業

- ・水道メーター1箇所につき、工事費のうち上限**2万円**。

